

平成30年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修実施要綱

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者を養成することを目的に実施します。

2 実施主体

青森県／社会福祉法人青森県社会福祉協議会

3 研修内容

(1) 研修カリキュラム

研修のカリキュラムは別添のとおりとします。

(2) 講義及び演習

研修は、共通講義、分野別講義及び分野別演習で構成します。

分野別講義及び分野別演習は、指定障害福祉サービス事業等を下表に定める分野に分類して実施します。

なお、平成24年度から平成29年度までの間にサービス管理責任者研修又は児童発達支援管理責任者研修を受講した者については、「共通講義」の受講を免除し、分野別講義及び分野別演習のみの受講とします。

分 野		研修分野に対応するサービス等の種類
サービス管理責任者研修		
1	介 護	療養介護、生活介護
2	地域生活（身体）	自立訓練（機能訓練）
3	地域生活（知的・精神）	自立訓練（生活訓練）、共同生活援助、自立生活援助
4	就 労	就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援
児童発達支援管理責任者研修		
5	児 童	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、居宅訪問型児童発達支援

※ 共同生活援助については、身体障害者も対象に含まれますが、研修受講分野は「地域生活（知的・精神）」とします。

※ 「地域生活（身体）」分野については、申込状況によっては、実施しない場合があります。

4 研修日程及び会場等

【 共通講義（ 全分野共通 ） 】

日程：平成30年11月7日（水）

会場：アウガ5階「AV多機能ホール」（青森市新町1丁目3番7号）

【 分野別講義及び分野別演習 】

日程：平成30年12月22日（土）、23日（日） 介護、地域生活（身体）、
児童発達支援管理責任者

平成31年1月19日（土）、20日（日） 地域生活（知的・精神）、就労

会場：県民福祉プラザ4階「大・中研修室」他（青森市中央3丁目20-30）

【 研修定員 】

科 目		定 員	
全 体 講 義		260名	
分野別講義・演習	サービス管理責任者	介 護	60名
		地域生活（身体）	20名
		地域生活（知的・精神）	60名
		就 労	60名
		児童発達支援管理責任者	60名

※申込状況により日程及び会場等を変更する場合があります。

5 対象者

指定障害福祉サービス事業者においてサービス管理責任者として配置しようとする者又は指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業者において児童発達支援管理責任者として配置しようとする者であって、所定の全科目を受講することができる者。

※サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者において「事業開始後1年間は、実務経験者であるものについて、研修を修了しているものとみなす」とされる規定（以下「みなし規定」という。）は、平成31年3月31日で廃止となります。

この規定にあてはまる方は、必ず受講してください。

6 受講申込

別紙受講申込書に必要な添付書類を添えて、代表者印押印の上、青森県社会福祉協議会福祉人材課あてに郵送で提出してください。（FAX提出不可）

申込については、1名1分野のみとなります。

同一事業所から複数名の申込を行う場合は、必ず優先順位を付してください。

また、受講申込書に記載された内容は、受講決定を行う際の重要な情報となりますので、記入漏れが無いようにお願いします。

7 申込締切日

平成30年10月1日（月）必着 ※締切りが過ぎたものに関しては一切受付しません。

8 受講料

(1) 資料代は次のとおりとします。

3日間受講者（共通講義、分野別講義及び分野別演習）：1,100円

2日間受講者（分野別講義及び分野別演習）：600円

(2) 納入方法については、受講決定時に通知します。

9 その他

(1) 青森県内の事業所を対象とした研修会です。他県からの申込はできません。

(2) 申込受付後、申込状況等を勘案し、受講の可否について決定します。

定員を超過する申込者があった場合は、次に該当する者を優先的に受講決定します。

① みなし規定にあてはまる者

② 県内の事業所でサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者として配置される予定の者

③ 事業所から複数の受講申込がある場合は、優先順位の高い者

④ 平成25年度以降に実施された相談支援従事者初任者研修の講義部分を受講している者

⑤ 従事する時期が早い者

なお、10月31日（水）までに受講の可否に係る通知が届かない場合には、青森県社会福祉協議会福祉人材課へお問い合わせください。

(3) 研修の全日程を受講した者には、修了証書を交付します。

ただし、平成24年度から平成29年度までの間にサービス管理責任者研修又は児童発達支援管理責任者研修を受講し「共通講義」の受講を免除した者には、分野別講義及び分野別演習の全日程を受講した場合に修了証書を交付します。

(4) 遅刻、早退、その他受講態度が不良であると判断した受講者に対しては、講師及び実施主体で協議の上、それ以後の受講を認めないことがありますので、御承知おきください。

(5) サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置されるためには、実務経験を満たす他、「相談支援従事者初任者研修の講義部分」及び本研修を修了する必要があります。

(6) 過去に、サービス管理責任者研修（児童分野）を修了している者については、児童発達支援管理責任者研修を修了しているものとみなすこととされています。

(7) 会場の駐車場には限りがありますので、公共交通機関を利用するか、近隣の有料駐車場を御利用ください。

(8) 御記入いただいた個人情報、本研修の運営管理の目的のみに使用します。また、委託者である青森県から名簿等の求めがあった際には提出します。

10 申込書提出先・問い合わせ先

社会福祉法人青森県社会福祉協議会 福祉人材課

〒030-0822 青森市中央三丁目20番30号 県民福祉プラザ2階

電話：017-723-1391 FAX：017-777-0015